

●香川県告示第70号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により豊中都市計画道路を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定によりその都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年2月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 都市計画の決定に係る土地の区域  
3・3・1 笠田本山線  
縦覧に供する図面表示のとおり
- 2 縦覧場所  
香川県土木部都市計画課